

各 位

土木部長

長崎県建設工事標準請負契約書第 25 条第 5 項の適用について（改訂）

長崎県建設工事標準請負契約書（平成 16 年 2 月 10 日長崎県告示第 167 号）第 25 条第 5 項の規定（単品スライド条項）について、平成 21 年 3 月 2 日付け 20 建企第 789 号で、その適用を通知しているところですが、離島地域における資材価格の変動を考慮し、下記のとおり改訂することとしましたので、お知らせします。

記

1. 適用品目

- ・鋼材類（鉄筋・形鋼・鋼板等）
- ・燃料油（ガソリン・軽油・重油）
- ・アスファルト類（合材・乳剤・ストレートアスファルト・改質アスファルト等）
- ・コンクリート類（生コン・セメント・モルタル・コンクリート二次製品等）
- ・その他（受発注者間の個別協議において指定した品目）

2. 各適用品目の適用年月日

- ・鋼材類・・・平成 20 年 7 月 1 日
- ・燃料油・・・平成 20 年 7 月 1 日
- ・アスファルト類・・・平成 20 年 12 月 1 日
- ・コンクリート類・・・平成 28 年 9 月 1 日
- ・その他・・・平成 28 年 9 月 1 日

3. 対象となる工事

- ・適用品目を含む工事で、かつ、以下の①～③の全てに該当する工事

①契約工期の工期末が適用年月日以降の工事

②請負代金額 250 万円以上の工事

③工期末の 60 日前までに同条項に基づく請負代金額変更の請求がなされた工事

#### 4. 対象としない工事部分

- ・ 同条項に基づく請負代金額変更の請求日以前に既済部分検査が完了している工事部分

#### 5. スライド額の算定方法

##### (1) スライド額算定の対象とする品目の判定

1. 適用品目に該当する資材の価格変動による変動額が請負代金額の1%を超える場合は、スライド額算定の対象品目とする。

##### (2) スライド額の算定

- ① 対象品目の変動額の計が増額(プラス)側でかつ請負代金額の1%を上回る場合

	鋼材類の変動額	(※(1)で鋼材類が対象品目となる場合)
+	燃料油の変動額	(※(1)で燃料油が対象品目となる場合)
+	アスファルト類の変動額	(※(1)でアスファルト類が対象品目となる場合)
+	コンクリート類の変動額	(※(1)でコンクリート類が対象品目となる場合)
+	その他の変動額	(※(1)でその他が対象品目となる場合)
-	請負代金額の1%	
=	スライド額	

- ② 対象品目の変動額の計が減額(マイナス)側でかつ請負代金額の1%を上回る場合

	鋼材類の変動額	(※(1)で鋼材類が対象品目となる場合)
+	燃料油の変動額	(※(1)で燃料油が対象品目となる場合)
+	アスファルト類の変動額	(※(1)でアスファルト類が対象品目となる場合)
+	コンクリート類の変動額	(※(1)でコンクリート類が対象品目となる場合)
+	その他の変動額	(※(1)でその他が対象品目となる場合)
+	請負代金額の1%	
=	スライド額	

※対象品目の変動額の計が請負代金額の1%以下の場合、スライド額は0円とする。

#### 6. 本通知の適用年月日

本通知は、平成28年11月1日以降に請負代金額変更の請求を行う工事に適用する。

#### 7. 経過措置

工期末が平成28年11月15日～平成28年12月31日の工事における、請負代金額変更の請求日は、工期末の14日前までに請求を行う場合に限り、工期末から60日を確保しなくてもよい。

#### 8. その他

本通知の適用に伴い、以下の通知は廃止するものとする。

- 平成21年 3月 2日付け 20建企第789号  
「長崎県建設工事標準請負契約書第25条第5項の適用について」